

自動車等燃料費助成事業について

自動車等燃料費助成券（以下「ガソリン券」といいます。）は、江別市重度心身障がい者等交通費助成要綱に基づき、障がい者の生活圏拡大などを目的として交付しているもので、令和3年度から新たに導入し、タクシー利用券とガソリン券のどちらか一方を選択できるようになりました。

1 助成対象者 ※タクシー利用券と同じ

- (1) 身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
- (2) 療育手帳A判定の方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

上記の方で在宅で江別市に居住している方。ただし、タクシー利用券（人工透析用タクシー利用券を含む）の助成を受けている方や入院・入所されている方は除きます。

2 助成額

1枚当たり500円の助成券を年間12枚（6,000円分）を上限として、交付します（申請した月に応じて、枚数が異なります）。なお、助成が受けられるのは、タクシー利用券（人工透析用タクシー利用券を含む）か、ガソリン券のどちらか一方です。

3 申請手続きについて

江別市重度心身障がい者等交通費助成申請書に必要事項を記入し、郵送にて申請してください。

その後、受給資格があると認められた方には、ガソリン券を配達記録郵便でご自宅にお届けします。

Q&A

Q1 ガソリン券は、どのように使用すればいいですか？

A1 ガソリン券の使用方法や利用できる給油所等は、裏面をご覧ください。

Q2 給油できる自動車の種別を教えてください。

A2 給油できるのは道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車などの乗車定員が10人以下の自動車（オートバイ含む。）と、原動機付自転車です。ただし、営業の用に供しているものは除きます。

Q3 給油できる油種を教えてください。

A3 自動車等の運行に必要なガソリン（ハイオク・レギュラー）と軽油に限ります。

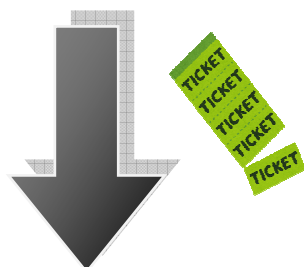
Q4 ガソリン券を紛失しました。再交付してくれますか？

A4 紛失してしまった場合でも再交付はできませんので、大切に保管してください。

ガソリン券の利用方法



障害者手帳



Step1

- ①ガソリン券（1枚500円）を利用する場合は、障害者手帳とガソリン券が必要です。
- ②障がい者本人が運転する自動車だけでなく、障がい者本人が運転しなくても、障がい者の日常生活のために家族等が運転する自動車も対象になります。ただし、その場合でも、本人が当該自動車に同乗していることが必要です。

Step2

- ②ガソリン券が利用できるのは、市内の給油所に限ります（下表を参照）。

Step3

- ③給油所の係員に障害者手帳を提示し、ガソリン券を使用することを伝えます。
- ④使用できる油種は、ガソリン（ハイオク・レギュラー）と軽油のみです。
- ⑤1回の給油につき複数枚使用できますが、おつりが出る使い方はできません（助成券を超えた金額は、給油した方の負担となります）。
- ⑥使用した分のガソリン券は、給油所で回収されます。

利用できる給油所

No.	名称	住所	電話番号
①	出光興産アイックス 江別東インター SS	江別市朝日町 41 番地の 12	384-1536
②	ENEOS Dr. Drive 江別 SS	江別市弥生町 35 番地	382-2785
③	出光興産アイックス セルフ江別中央 SS	江別市元町 33 番地の 9	383-6670
④	ENEOS セルフ江別見晴台 SS	江別市見晴台 20 番地の 4-7	381-2411
⑤	出光興産安田建設 江別 SS	江別市工業町 19 番地の 1	385-2222
⑥	ENEOS 江別幸町 SS	江別市幸町 11 番地の 6	383-6851
⑦	出光興産アイックス 江別野幌 SS	江別市野幌末広町 6 番地の 2	382-8639
⑧	ENEOS 江別 SS	江別市野幌住吉町 18 番地の 10	385-5099
⑨	出光興産西出興業 江別大麻 SS	江別市大麻新町 7 番地の 2	386-5525
⑩	ENEOS チャレンジ三番通 SS	江別市大麻ひかり町 42 番地の 4	387-3111
⑪	ENEOS 対雁 SS	江別市工業町 27 番地の 10	384-1111
⑫	出光興産アイックス 江別西 SS	江別市角山 454 番地の 4	384-4274